

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第二条関係）	4

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（無申告加算税） 第十二条の三（省 略） 2・4（省 略） 5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。 6・7（省 略） （徴収権の消滅時効） 第十四条の二（省 略） 2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国	（無申告加算税） 第十二条の三 同 上 2・4 同 上 5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。 6・7 同 上 （徴収権の消滅時効） 第十四条の二 同 上 2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国

税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 (省 略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 (省 略)

一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項（定義

税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同 上

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 同 上

一 同 上

（に規定する指定薬物（同法第七十六条の四（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。））

二〇十（省 略）

2・3（省 略）

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項、第五項及び第六項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（省 略）	（省 略）	（省 略）

二〇十 同 上

2・3 同 上

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項及び第五項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同 上	同 上	同 上

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（暫定税率） 第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。 2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。 （輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税） 第七条の三 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特	（暫定税率） 第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。 2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。 （輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税） 第七条の三 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特

別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十七年度においては、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2／7 （省 略）

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十七年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦

別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十六年度においては、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつて、オーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2／7 同 上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十六年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項

の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年において、飼料用麦を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一、四 （省 略）

2・3 （省 略）

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以

ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十六年においては、飼料用麦を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一、四 同上

2・3 同上

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以

こととなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十七年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。） 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成二十七年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年度においては、当該協定

大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。） その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十六年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十六年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。） 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 同 上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成二十六年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十六年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十六年度においては、当該協定

対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなった月の翌末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二一号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の（二）及び第二〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第二一〇・一一号、第二一〇・一二号、第二一〇・一九号及び第二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第一〇三・九二号の（一）中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第二〇三・一一号の二の（一）中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第二〇三・一二号の二の（一）中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第二一〇・一一号の（一）中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三

対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなった月の翌末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二一号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の（二）及び第二〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第二一〇・一一号、第二一〇・一二号、第二一〇・一九号及び第二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第一〇三・九二号の（一）中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第二〇三・一一号の二の（一）中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第二〇三・一二号の二の（一）中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第二一〇・一一号の（一）中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三

四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十七年までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きてい

四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十六年までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きてい

る豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省 略) 〇四〇二・一〇	(省 略) 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの (省 略) 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後	(省 略)

る豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
同上 〇四〇二・一〇	同上 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの 同上 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後	同上

期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(1) 学校等給食用のもの
のうち

この号の二の(一)
の(1)及び第〇四
〇二・二一号の
二の(一)に掲げる

期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(1) 学校等給食用のもの
のうち

この号の二の(一)
の(1)及び第〇四
〇二・二一号の
二の(一)に掲げる

粉状、粒状その他 の固形状のミ ルク及びクリ ムのうち学校等 給食用のものに ついて、七、二 六四トンを基準 とし、当該年度 における国内需 要見込数量、国 際市況その他の 条件を勘案して 政令で定める数 量（以下この項 において「学校 等給食用の脱脂 粉乳に係る共通 の限度数量」と いう。）以内の もの	無税
(2) 飼料用のもの うち	無税
(1) 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 係る共通の限度 数量以内のもの その他のもの	無税
(1) 独立行政法人農畜 産業振興機構が加	

(省略)		
(省略)		
(2)		工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
ち		その他のものうち
学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		二五%
(省略)		二五%
同上		同上
一七・〇三		糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)
一七〇三・一〇		甘しや糖みつ
二		その他のものうち
関稅定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないものうち		工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
ち		その他のものうち
アルコールの製造用のものうち、この号の二及び第一七〇三・九〇号の二に掲げる糖みの二に掲げる糖み		二五%
同上		二五%

関 税 定 率 法		別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）		（省 略）	
品 <					

品名	関税率法		別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）	同上	一七〇三・九〇
				同上	二 その他のもの その他のものうち 関税率法第一三条 第一項の規定の適用 を受けないもののうち アルコールの製造 用のもので、共通 の限度数量以内のもの
八年三 九年三 一〇年 成一 成一 成一 成一	ら平成 ら平成 ら平成 から平 から平 から平	年四月 年四月 年四月 月一日 月一日 月一日	平成七 平成八 平成九 平成一〇 平成一一 平成一二 平成一三	同上	無税

別表の番号	(省略)	(省略)
〇四〇二・一〇	(省略) 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもののうち (省略) 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第二十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち 別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの	月三十一日まで輸入されるもの 月三十一日まで輸入されるもの 三月三十一日までに輸入されるもの 年三月三十一日まで輸入されるもの 年三月三十一日まで輸入されるもの 年三月三十一日まで輸入されるもの
錢 円六七	錢 円六七	圓
一九五	一九〇二	一九〇〇
グラム	グラム	グラム
につき	につき	につき
一キロ	一キロ	一キロ
三三錢	九七圓	三三錢
六七錢	九四圓	六七錢
九二圓	九二圓	

(二) その他のもののうち

別表の番号	同 上					
	月三十一日まで輸入されるもの	月三十一日まで輸入されるもの	三月三十一日までに輸入されるもの	年三月三十一日までに輸入されるもの	年三月三十一日までに輸入されるもの	年三月三十一日までに輸入されるもの
〇四〇二・一〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）					
	一 砂糖を加えたもののうち					
	同上					
	二 その他のもの					
	(一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち					
	(二) その他のもののうち					
別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一〇二	(省 略)	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊維が二二中のもの
一〇三	(省 略)	
一〇四	(省 略)	

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

関税率法	品 名	税 率	(省 略)
平成七年四月一日から 平成八年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成八年四月一日から 平成九年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成九年四月一日から 平成一〇年三月三十一日まで に輸入されるもの	(省 略)
平成一〇年四月一日から 平成一一年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一一年四月一日から 平成一二年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一二年四月一日から 平成一三年三月三十一日まで に輸入されるもの	(省 略)
平成一三年四月一日から 平成一四年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一四年四月一日から 平成一五年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一五年四月一日から 平成一六年三月三十一日まで に輸入されるもの	(省 略)
平成一六年四月一日から 平成一七年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一七年四月一日から 平成一八年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一八年四月一日から 平成一九年三月三十一日まで に輸入されるもの	(省 略)
平成一九年四月一日から 平成二〇年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二〇年四月一日から 平成二一年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二一年四月一日から 平成二二年三月三十一日まで に輸入されるもの	(省 略)
平成二二年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二三年四月一日から 平成二四年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二四年四月一日から 平成二五年三月三十一日まで に輸入されるもの	(省 略)

一〇二	同上	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊維が二二中のもので政令で定める規格のもの
一〇三	同上	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊維が二二中のもので政令で定める規格以外のもの
一〇四	同上	
一〇五	同上	

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

関税率法	品 名	税 率	同上
平成七年四月一日から 平成八年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成八年四月一日から 平成九年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成九年四月一日から 平成一〇年三月三十一日まで に輸入されるもの	同上
平成一〇年四月一日から 平成一一年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一一年四月一日から 平成一二年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一二年四月一日から 平成一三年三月三十一日まで に輸入されるもの	同上
平成一三年四月一日から 平成一四年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一四年四月一日から 平成一五年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一五年四月一日から 平成一六年三月三十一日まで に輸入されるもの	同上
平成一六年四月一日から 平成一七年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一七年四月一日から 平成一八年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成一八年四月一日から 平成一九年三月三十一日まで に輸入されるもの	同上
平成一九年四月一日から 平成二〇年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二〇年四月一日から 平成二一年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二一年四月一日から 平成二二年三月三十一日まで に輸入されるもの	同上
平成二二年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二三年四月一日から 平成二四年三月三十一日まで に輸入されるもの	平成二四年四月一日から 平成二五年三月三十一日まで に輸入されるもの	同上